

個人情報ファイルの名称	相談記録台帳（生活困窮者自立支援制度）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	相談記録として保存し、利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10心身の障害の有無・程度、11職業・職種・職歴、12学歴、13資格、14収入、15資産、16税額、17取引状況、18負債の有無・程度、19暮らし向き、20住居の状況、21扶養関係、22相談内容、23電話番号
記録範囲	相談者本人・世帯員・親族
記録情報の収集方法	相談者からの聞き取り 相談者からの相談受付・申込票、プラン兼事業等利用申込書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部地域福祉課
	（所在地） 〒１３０－８６４０ 墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
	（他の法令の規定による開示） －
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	－
備 考	－

個人情報ファイルの名称	生活困窮者自立支援統計システム
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	相談記録として保存し、利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10心身の障害の有無・程度、11職業・職種・職歴、12学歴、13資格、14収入、15資産、16負債の有無・程度、17暮らし向き、18住居の状況、19扶養関係、20公的扶助、21相談内容、22電話番号
記録範囲	相談者本人・世帯員・親族
記録情報の収集方法	相談者からの聞き取り 相談者からの相談受付・申込票、プラン兼事業等利用申込書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区福祉部地域福祉課
	(所在地) 〒130－8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) －
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	－

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	特別定額給付金の支給に関する事務に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6家族構成、7宛名番号、8世帯番号、9心身の障害の有無（措置入所者に限る。）、10申請状況（不備の有無を含む。）、11支給状況（支給・不支給決定、支給日及び支給額）、12電話番号、13口座情報、14基準日における措置入所（児童・高齢者・障害）に関する状況
記録範囲	支給対象者及び基準日時点において同一の世帯に属していた世帯員
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイルによる対象世帯の抽出、措置自治体からの提供、本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・審査事務補助業務を委託する事業者 ・申請関係書類の封入・封緘業務を委託する事業者（上記記録項目中、1, 2, 4, 5, 6, 13（一部マスキング）に限る。）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部地域福祉課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	単年度事業（令和2年度）

個人情報ファイルの名称	非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8宛名番号、9世帯番号、10心身の障害の有無（措置入所者に限る。）、11収入状況（家計急変世帯として申請があった者に限る。）、12税額（令和３年度・令和４年度住民税均等割額）、13申請状況（不備の有無を含む。）、14支給状況（支給・不支給決定、支給日及び支給額）、15公的扶助、16電話番号、17口座情報、18基準日における生活保護受給状況、19基準日における措置入所（児童・高齢者・障害）に関する状況
記録範囲	支給対象者及び基準日時点において同一の世帯に属していた世帯員
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイル及び住民税ファイルによる対象世帯の抽出、措置自治体からの提供、本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・審査事務補助業務を委託する事業者（上記記録項目中、5を除く。） ・申請関係書類の封入・封緘業務を委託する事業者（上記記録項目中、1, 2, 14, 17（一部マスキング）に限る。）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部地域福祉課
	（所在地） 〒１３０－８６４０ 墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備 考	単年度事業（令和３年度・令和４年度）

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8宛名番号、9世帯番号、10心身の障害の有無（措置入所者に限る。）、11収入状況（家計急変世帯として申請があった者に限る。）、12税額（令和３年度・令和４年度住民税均等割額）、13申請状況（不備の有無を含む。）、14支給状況（支給・不支給決定、支給日及び支給額）、15公的扶助、16電話番号、17口座情報、18基準日における生活保護受給状況、19基準日における措置入所（児童・高齢者・障害）に関する状況
記録範囲	支給対象者及び基準日時点において同一の世帯に属していた世帯員
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイル及び住民税ファイルによる対象世帯の抽出、措置自治体からの提供、本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・審査事務補助業務を委託する事業者（上記記録項目中、5を除く。） ・申請関係書類の封入・封緘業務を委託する事業者（上記記録項目中、1, 2, 14, 17（一部マスキング）に限る。）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部地域福祉課
	（所在地） 〒１３０－８６４０ 墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備 考	単年度事業（令和４年度）

個人情報ファイルの名称	墨田区価格高騰重点支援給付金受給者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8宛名番号、9世帯番号、10心身の障害の有無（措置入所者に限る。）、11税額（令和5年度住民税均等割額）、12申請状況（不備の有無を含む。）、13支給状況（支給・不支給決定、支給日及び支給額）、14公的扶助、15電話番号、16口座情報、17基準日における配偶者等からの暴力等を理由とした避難に関する状況、18基準日における措置入所（児童・高齢者・障害）に関する状況
記録範囲	支給対象者及び基準日時点において同一の世帯に属していた世帯員（基準日以降に生まれた児童を含む。）
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイル及び住民税ファイルによる対象世帯の抽出、本人申告、措置自治体からの情報提供、障害者福祉課、高齢者福祉課、生活福祉課からの情報提供、情報連携ネットワークからの取得
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・審査事務補助業務を委託する事業者（上記記録項目中の5を除く。） ・申請関係書類の封入・封緘業務を委託する事業者（上記記録項目中、1, 2, 13, 16（一部マスキング）に限る。） ・他自治体（支給状況の照会への回答）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部地域福祉課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	個人情報ファイル内訳 1 価格高騰重点支援給付金（基準日：令和5年4月1日） 2 価格高騰重点支援給付金（追加給付）（基準日：令和5年12月1日） 3 価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）（基準日：令和5年12月1日） 4 価格高騰重点支援給付金（こども加算）（基準日：令和5年12月1日）

個人情報ファイルの名称	墨田区価格高騰重点支援給付金(新たな非課税世帯等) 受給者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8宛名番号、9世帯番号、10税額（令和6年度住民税）、11申請状況（不備の有無を含む。）、12支給状況（支給・不支給決定、支給日及び支給額）、13公的扶助、14電話番号、15口座情報、16基準日における配偶者等からの暴力等を理由とした避難に関する状況、17基準日における措置入所（児童・高齢者・障害）に関する状況
記録範囲	支給対象者及び基準日時点において同一の世帯に属していた世帯員（基準日以降に生まれた児童を含む。）
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイル及び住民税ファイルによる対象世帯の抽出、本人申告、令和5年12月1日時点住民登録自治体からの情報提供、住民税課税自治体からの情報提供、措置自治体からの情報提供、障害者福祉課、高齢者福祉課、生活福祉課からの情報提供、情報連携ネットワークからの取得
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・審査事務補助業務を委託する事業者（上記記録項目中の5を除く。） ・申請関係書類の封入・封緘業務を委託する事業者（上記記録項目中、1, 2, 12, 15（一部マスキング）に限る。） ・他自治体（支給状況、課税状況等の照会への回答）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部地域福祉課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	個人情報ファイル内訳 1 令和6年度価格高騰重点支援給付金（非課税世帯）（基準日：令和6年6月3日） 2 令和6年度価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）（基準日：令和6年6月3日） 3 令和6年度価格高騰重点支援給付金（こども加算）（基準日：令和6年6月3日）

個人情報ファイルの名称	墨田区価格高騰重点支援給付金受給者ファイル（定額減税補足給付金（調整給付金））
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金（調整給付金）の支給に関する事務に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8宛名番号、9世帯番号、10所得、11税額、12扶養人数、13申請状況（不備の有無を含む。）、14支給状況（支給・不支給決定、支給日及び支給額）、15電話番号、16口座情報、17基準日における配偶者等からの暴力等を理由とした避難に関する状況、18基準日における措置入所（児童・高齢者・障害）に関する状況
記録範囲	支給対象者
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイル及び住民税ファイルによる対象者抽出、本人申告、措置自治体からの情報提供、障害者福祉課、高齢者福祉課、生活福祉課からの情報提供、情報連携ネットワークからの取得
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・審査事務補助業務を委託する事業者（上記記録項目中の5を除く。） ・申請関係書類の封入・封緘業務を委託する事業者（上記記録項目中、1, 2, 14, 16（一部マスキング）に限る。） ・他自治体（支給状況の照会への回答）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部地域福祉課
	（所在地） 〒１３０－８６４０ 墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
	（他の法令の規定 ー による開示）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	ー
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備 考	単年度事業（令和６年度）

個人情報ファイルの名称	墨田区価格高騰重点支援給付金（3万円）受給者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8宛名番号、9世帯番号、10税額（令和6年度住民税）、11申請状況（不備の有無を含む。）、12支給状況（支給・不支給決定、支給日及び支給額）、13公的扶助、14電話番号、15口座情報、16基準日における配偶者等からの暴力等を理由とした避難に関する状況、17基準日における措置入所（児童・高齢者・障害）に関する状況
記録範囲	支給対象者及び基準日時点において同一の世帯に属していた世帯員（基準日以降に生まれた児童を含む。）
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイル及び住民税ファイルによる対象世帯の抽出、本人申告、住民税課税自治体からの情報提供、措置自治体からの情報提供、障害者福祉課、高齢者福祉課、生活福祉課からの情報提供、情報連携ネットワークからの取得
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	・審査事務補助業務を委託する事業者（上記記録項目中の5を除く。） ・申請関係書類の封入・封緘業務を委託する事業者（上記記録項目中、1, 2, 12, 15（一部マスキング）に限る。） ・他自治体（支給状況、課税状況等の照会への回答）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部地域福祉課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	個人情報ファイル内訳 1 価格高騰重点支援給付金（非課税世帯）（基準日：令和6年12月13日） 2 価格高騰重点支援給付金（非課税世帯こども加算）（基準日：令和6年12月13日） 2 価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）（基準日：令和6年12月13日） 3 価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯こども加算）（基準日：令和6年12月13日）